令和6年6月
福島県警察

「福島県警察ワークライフバランス等推進のための行動計画」に基づく取組の実施状況の公表

～ 女性活躍推進法第19条第6項、次世代育成支援対策推進法第19条第5項 ～

1 計画の概要

○ 計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間
○ 数値目標

項目	目標値	目標達成時期
年次有給休暇の平均取得日数	14日以上	毎年
配偶者の出産休暇（3日）及び 育児参加のための休暇（5日）の合計取得日数	可能な限り 全日数（8日）取得	毎年度
男性職員の育児休業取得率	50%以上	毎年度
警察官に占める女性警察官の割合	おおむね12%	令和8年4月1日

2 目標値に対する実績

● 職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数（暦年）

目標	R4年	R5年
毎年14日以上	14.0日	16.2日

（取組内容）
令和5年：奨励期間の設定による連続休暇の取得、1か月に1日以上の年次有給休暇を取得する月一年休の定着に努めたほか、定期的に取得状況を把握し、更なる取得促進へ向けた執務資料を発出するなどの取組を実施。

● 父親の特別休暇※取得日数

目標	R4年度	R5年度
毎年度可能な限り全日数取得（8日）	7.8日	7.9日

※ 配偶者出産休暇3日＋育児参加のための休暇5日

（取組内容）
令和5年度：こどもが生まれた男性職員を対象とした休暇休業について、対象職員の申告に基づき、上司へ通知がなされるシステムを活用し、面談により具体的な取得計画を立てるなどの取組を実施。特別休暇の取得状況について、休暇取得日数や期限、休暇制度に関する案内メールを定期的に対象職員や上司、担当係に自動送信し、対象職員の確実な休暇取得を組織的に支援する取組を実施。

● 男性職員の育児休業取得率

目標	R4年度	R5年度
毎年度50%以上	68.9%	132.1%※

（取組内容）
令和5年度：対象職員の確実な把握、庁内システムを活用した上司による個々面接の実施のほか、特に、1歳未満のこどもを持つ男性職員に対する、原則2週間以上の育児休業取得促進を推進した。

（参考）　R3年度以前の男性職員の育児休業取得率

R1年度	R2年度	R3年度
0%	4.6%	14.9%

【育児休業取得率の算出方法】
当該年度中に育児休業を取得した男性職員の数÷当該年度中に子が出生した男性職員の数×100%
※ R5年度中に子が出生した男性職員による休業取得のほか、R4年度以前に子が出生した男性職員によるR5年度中の休業取得があったもの

● 全警察官に占める女性警察官の割合

目標（R8.4.1）	R5.4.1	R6.4.1
おおむね12%	11.0%	11.4%

※ 目標の括弧内は達成時期を示す。

（取組内容）

令和5年度：女性警察官による体験型業務説明会における業務説明、女性警察官が高等学校、大学等を訪問して行う募集活動のほか、仕事と家庭生活の両立支援制度等をパンフレットで紹介するなどの取組を実施。

3 その他の取組状況

● 幹部職員のマネジメント能力向上のための取組の推進

幹部職員に求められる具体的なマネジメント行動を示した資料を活用し、各所属において幹部職員を対象とした検討会形式による研修を実施したほか、全所属の幹部職員を対象とした働き方改革の定着に向けた研修会を実施。